地域指定年度（旧）		具志川	（昭和49年1月）
		仲里	（昭和48年3月）
地域指定（統合）：久米島			平成24年10月
当初計画策定年度		公告	平成25年 3月
計画見直し	第1回	公告	平成31年 1月
	第2回	公告	令和 7年 3月

久米島農業振興地域整備計画書

令和７年３月

沖縄県 島尻郡 久米島町

目　　次

第１　農用地利用計画

１　土地利用区分の方向………………………………… 1
（１）土地利用の方向……………………………………… 1
ア　土地利用の構想……………………………………… 1
イ　農用地区域の設定方針……………………………… 4
（２）農業上の土地利用の方向…………………………… 7
ア　農用地等利用の方針………………………………… 7
イ　用途区分の構想……………………………………… 9
２　農用地利用計画………………………………………… 12

第２　農業生産基盤の整備開発計画

１　農業生産基盤の整備及び開発の方向……………… 13
２　農業生産基盤整備開発計画…………………………… 15
３　森林の整備その他林業の振興との関連…………… 16
４　他事業との関連………………………………………… 16

第３　農用地等の保全計画

１　農用地等の保全の方向………………………………… 17
２　農用地等保全整備計画………………………………… 17
３　農用地等の保全のための活動………………………… 18
４　森林の整備その他林業の振興との関連…………… 18

第４　農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

１　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向…… 19
（１）効率的かつ安定的な農業経営の目標……………… 19
（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向…… 20
２　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策…… 20
３　森林の整備その他林業の振興との関連…………… 21

第５　農業近代化施設の整備計画

１　農業近代化施設の整備の方向‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 22

２　農業近代化施設整備計画‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 23

３　森林の整備その他林業の振興との関連‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 23

第６　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

１　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向‥‥‥‥‥‥ 24

２　農業就業者育成・確保施設整備計画‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 24

３　農業を担うべき者のための支援の活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 24

４　森林の整備その他林業の振興との関連‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 25

第７　農業従事者の安定的な就業の促進計画

１　農業従事者の安定的な就業の促進の目標‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 26

２　農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策‥‥‥‥‥ 27

３　農業従事者就業促進施設‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 27

４　森林の整備その他林業の振興との関連‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 27

第８　生活環境施設の整備計画

１　生活環境施設の整備の目標‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 28

２　生活環境施設整備計画‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 31

３　森林の整備その他林業の振興との関連‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 31

４　その他の施設の整備に係る事業との関連‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 31

第９　付　　図

１　土地利用計画図（付図１号）‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 別添

２　農業生産基盤整備開発計画図（付図２号）‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐　〃

３　農用地等保全整備計画図（付図３号）‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐　〃

４　農業近代化施設整備計画図（付図４号）‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 該当なし

５　農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図５号）‐‐‐　〃

６　生活環境施設整備計画図（付図６号）‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐　〃

別　記　　農用地利用計画

（１）農用地区域‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 33

ア　現況農用地等に係る農用地区域‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 33

（２）用途区分‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 221

（参考別図　　一部分農用地区域土地図）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 225

第１　農用地利用計画

１　土地利用区分の方向

（１）土地利用の方向

ア　土地利用の構想

■久米島町概略図

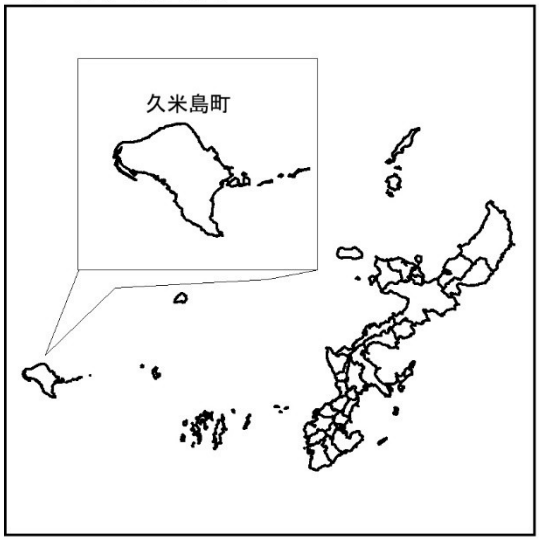

久米島町は沖縄本島の南西方向100kmの洋上に浮かぶ環海の離島で、久米島本島や奥武島及びオーハ島の有人島、並びに無人島で米軍の射爆撃場となっている鳥島、さらに鹿児島県徳之島の西方に位置して県内唯一の活火山島でもある硫黄鳥島を含む5つの島から構成されています。

町の総面積は6,365ha※1で、県内では８番目の大きさとなっています。その内訳は「離島関係資料（令和６年３月、沖縄県）」によると、久米島 5,953ha、硫黄鳥島 250ha、奥武島 63ha、オーハ島 37ha、鳥島4ha、その他は砂洲となっています。

※1：「令和６年全国都道府県市区町村別面積調（令和６年４月１日現在）国土地理院」

本町の地形は、島の北部にラムサール条約に登録されている大岳や宇江城岳、さらに南東部にはアーラ岳を中心とする山地が連なっています。それらの山々から海岸線に向かって緩やかな傾斜地が広がり、平地は農用地として利用されています。

一方、南西海岸は緩やかな砂丘海岸で、西銘崎の北西海岸一帯から島の南西部を取り囲むように隆起サンゴ礁が延びて、イノー（内海）を形成しています。また、南東部海岸にはイーフビーチ、さらに、奥武島から御願崎にかけての島の東側には隆起サンゴ礁や砂州（はての浜）が約8kmにわたって延びています。

本町の地質は、第三紀中新世のアーラ岳や鮮新世中後期の宇江城岳の火山岩類と鮮新世初期の島尻層群、更に琉球石灰岩などが分布しています。

本町を含む沖縄県は亜熱帯海洋性気候帯に属し、四季を通じて温暖で年平均気温は23.2度、年平均湿度は75%となっています（沖縄気象台：久米島　1991～2020年までの30年間の平均値、以下同じ）。本町の年平均降水量は2,243.5mmと比較的恵まれていますが、台風の常襲地帯に位置しているため、梅雨や台風時に極めて多い反面、夏季から冬季にかけては少ないといった降雨時期に偏りがみられます。また、アジア季節風地帯に属し、冬場を中心に北風が多い状況となっています。

本町の総人口は国勢調査によると令和 2 年は 7,192 人で、10 年前の平成 22 年の 8,519 人より 1,327 人(15.6%)の減少となっています。総世帯数についても平成 27 年の 3,365 世帯から令和 2 年は 3,338 世帯と 27 世帯(0.8%)減少しています。

本町の就業者人口は令和 2 年の国勢調査によると、総人口の 47.9%を占める 3,445 人となっています。産業別の総就業者に占める割合(就業構造)は、第一次産業が 24.2%、第二次産業が 14.2%、第三次産業が 60.1%で、第三次産業が半数以上を占めています。

本町は、環海の離島下で農業を基軸とした産業構造が形成されており、さとうきび作を中心に花き類(電照菊等)の生産及び肉用牛の飼育とともに、それらの経営の複合化も進んでいます。その他、マンゴーなどの熱帯果樹も栽培され、作物の多様化も進んでいます。近年、久米島でも島の自然の恵みを活かした鶏・牛のブランド化や新たな農作物づくりに取り組む若者の姿が見られるようになっています。このような新たな動きを大切に育み広げることも、今後の島の産業を強化するために欠かせない要素です。

また、周辺海域には好漁場を有していることから、通年で漁業が盛んであり、近年では栽培漁業やクルマエビを中心とした育てる漁業に力を入れています。さらに特産品として、国指定文化財の久米島紬や泡盛、味噌及び焼き物などに加え、海洋深層水を利用した飲料水、塩、化粧品等も開発され、地場産業として定着するようになってきています。

このように多様な産業が盛んですが、農業は本町の基幹産業であり、これまで以上に地域特性に応じた農業の展開が求められています。若手就農者たちが、「安心安全な食」をテーマに生産を行い、インターネットや SNS(ソーシャルメディア)で顧客や他業界と繋がり、産業分野を超えた新たな手法で生産から販売までを手がける。さらに、農業の営みそのものを「グリーン・ツーリズム」という形で観光と結び、新たな展開をするなどの動きが活発になっています。今後も地域環境に応じた農業生産基盤整備や安定した生産を支える近代化施設の整備、担い手の育成や農地の有効利用などの推進に努めます。

本農業振興地域整備計画を策定するにあたっては、「沖縄県国土利用計画」、「沖縄県土地利用基本計画」及び「第 2 次久米島町総合計画」等における土地利用の原則、並びに「第 3 次沖縄県環境基本計画」の基本目標における基本方針に基づき、環境の保全等に十分配慮するものとします。さらに、「都市計画法」等の趣旨を踏まえ、無秩序な開発行為を防止し、安全で良好な地域環境の確保に努めました。また、地域特性を踏まえた良好な景観を保全するため「久米島町景観計画」の方針等と整合を図ります。

なお、本町の農業振興上必要となる生産基盤や近代化施設等の整備にあたって、比較的大規模な開発を伴う場合には、当該整備事業の位置・規模等の検討段階において、「環境影響評価法」又は「沖縄県環境影響評価条例」の適用等について、法令を所管する環境担当課との調整を行うものとします。また、同法又は同条例の対象とならない小規模な開発事業についても、第 3 次沖縄県環境基本計画における「環境への配慮指針」に基づき、環境の保全等に十分配慮するものとします。

「文化財保護法」、「沖縄県文化財保護条例」及び「久米島町文化財保護条例」により保護されている周知の埋蔵文化財包蔵地や天然記念物等の取り扱いについては、文化財担当課との相互調整を行うものとし、久米島県立自然公園に指定されている区域については、沖縄県立自然公園条例の手続きを行うものとします。

さらに、事業実施にあたっては「都市計画法」、「森林法」、「沖縄県赤土等流出防止条例」等関係法令に基づく諸手続きを行い、環境の保全等に十分留意するとともに、「地球温暖化対策推進法」の趣旨を踏まえ温室効果ガスの排出削減及び吸収源対策の推進と併せて農業分野における気候変動適応策の推進を図るよう努めます。なお、赤土等流出防止対策については、「第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」の趣旨等を踏まえた上で、赤土等流出防止対策に積極的に取り組み、環境の保全に努めるものとします。

また、営農活動に伴って生じる廃棄物について、農業用ビニール等の再資源化を図る等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適正処理を促進します。

本町の総面積 6,365ha のうち農業振興地域面積は 4,670ha であり、その土地利用状況は農用地 1,894.1ha（40.6%）、土地改良施設用地 140.4ha（3.0%）、農業用施設用地 21.2ha（0.5%）、森林原野 1,668.9ha（35.7%）、宅地 198.5ha（4.3%）、工場用地 0.1ha（0.0%）、その他 746.7ha（16.0%）となっています。

なお、目標年次における土地利用の移動構想は概ね次のとおりとします。

■農業振興地域における土地利用構想　　単位：ha、%

区分 / 年度	農用地		土地改良施設用地		農業用施設用地		森林・原野		※住宅地		工場用地		その他		合計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現　在（R3 年度）	1,894.1	40.6	140.4	3.0	21.2	0.5	1,668.9	35.7	198.5	4.3	0.1	0.0	746.7	16.0	**4,670.0**	100.0
目　標（R12 年度）	1,888.4	40.4	140.4	3.0	21.9	0.5	1,643.9	35.2	204.5	4.4	0.1	0.0	770.8	16.5	**4,670.0**	100.0
増　減	−5.7		0.0		0.6		−25.0		6.0		0.0		24.1		0	

（注）
①土地利用の現況面積は、本農業振興地域整備計画全体見直しの基礎調査による。
②土地利用面積については、「その他」以外の面積は有地番面積を集計したものである。なお、「その他」や「合計」は無地番面積を含む面積である。
③面積の集計は㎡単位で行い ha 単位で表記してあるため、計などが表記上の計算値と必ずしも一致しない。
④土地利用区分は原則的には国土利用計画に準ずるものとするが、土地改良施設用地及び農業用施設用地については「農業振興地域制度に関するガイドライン」による。ただし、農業用施設用地には、駐車場などの付帯する土地を含む。なお、小規模で軟弱な農作業管理小屋や農機具置き場などは、農用地と一体的な土地利用とみなし農用地に含める。
※：住宅地には、店舗及び事務所等の宅地を含む。

目標値について	今回の基礎調査における土地需要動向（農用地の用途変更目的やその現況地目面積）及び今後の地域社会動向等を勘案し、全体として、農用地 2%減、農業用施設用地 5%増、住宅地 8%増、工場用地を 5%増と想定する。

イ　農用地区域の設定方針

本町の農業振興地域を以下の地区に区分します。

地区名	該当集落(大字名)	備考
① 北部地区	宇江城、比屋定、阿嘉	
② 東部地区	真謝、宇根、奥武、謝名堂、比嘉、真我里、銭田、島尻	
③ 南部地区	嘉手苅、山城、儀間	
④ 西部地区	仲村渠、具志川、仲地、山里、上江洲、西銘、北原、大原、鳥島、仲泊、大田、兼城	

■農業振興地域地区区分図

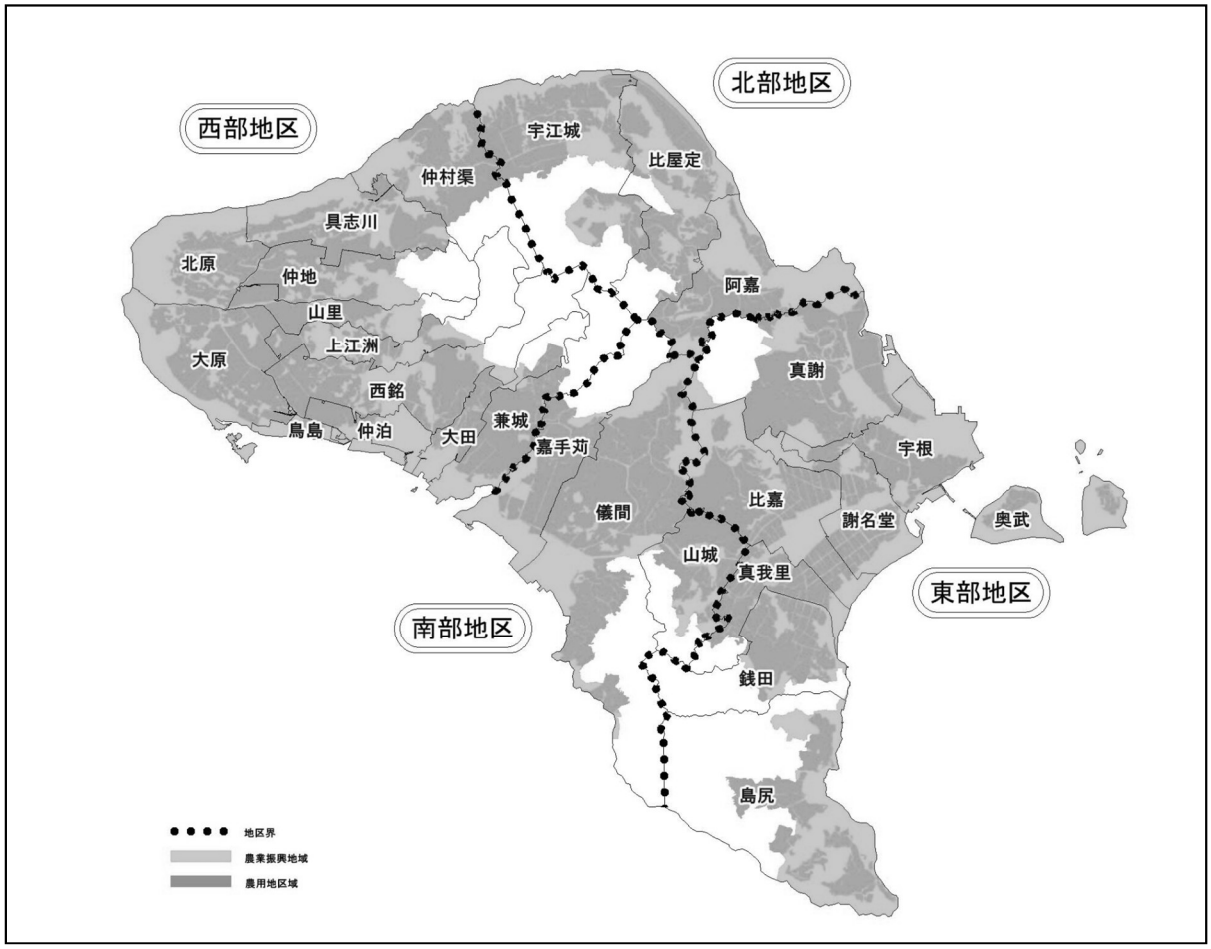

(7) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域内にある現況農用地 1,894.1ha のうち、a～cに該当する農用地で、次の地域・地区及び施設の整備に係る農用地以外の 1,743.4ha について、農用地区域を設定する方針です。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の具体的名称、又は計画名	位置(集落名等)	面　積			備考
		農用地	森林・その他	計	
該当なし					

a　集団的に存在する農用地
10ha 以上の集団的な農用地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　520.7ha

b　土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）
の施行に係る区域内にある土地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1,109.4ha

c　a 及びｂ以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した
農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが
必要である土地で、下記の（ａ）・（ｂ）・（ｃ）を除いた土地・・・・・・・　113.3ha

（ａ）集落区域内に介在する農用地で、団地規模が２ha 以下の農用地	11.5ha
（ｂ）自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地	47.0ha
（ｃ）中心集落の整備に伴って拡張の対象となる農用地	92.2ha
※上記（ａ）～（ｃ）の農用地区域に含めない農用地面積合計（＝農振白地区域に設定した現況農用地）	150.7ha

※面積の集計は㎡単位で行い ha 単位表記してあるため、計などが表記上の計算値と必ずしも一致しない。

（イ）土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域に分布する「現況土地改良施設用地」（農道、溜池、排水路、法面等）のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある次の 118.7ha について農用地区域を設定する方針です。

■農用地区域に設定する土地改良施設用地面積　　**単位:ha**

地　区　名	土地改良施設用地			
	道路等（公衆用道路）	排水路等（公有水面）	法面等	合　計
①　北部地区	10.8	3.7	0.0	14.4
②　東部地区	25.8	6.7	6.8	39.3
③　南部地区	14.8	3.7	2.8	21.3
④　西部地区	34.4	4.7	4.5	43.6
合　計	85.8	18.8	14.1	118.7

※面積の集計は㎡単位で行い ha 単位で標記してあるため、計などが表記上の計算値と必ずしも一致しない。

土地改良施設用地（法第３条 第３号）	「農地」や「採草放牧地」及び「混牧林地」の土地における土壌浸食、地すべり等の災害を防止するために必要なため池、排水路、段階工、土留工、防風林等及び土地の農業上の効用を高めるために直接必要なかんがい排水施設、農道、牧道等の施設の用に供する土地

(ｳ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域に分布する「現況農業用施設用地」21.2ha のうち、(ｱ)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げるおおむね2ha 以上の一団の農業用施設用地を含む 18.3ha について、農用地区域を設定する方針です。

■２ha 以上の一団の農業用施設

農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積	農業用施設の種類
該当なし			

(ｴ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域に分布する現況農用地等に介在又は隣接する「現況森林・原野等」のうち、森林原野が有する生物多様性の保全及び二酸化炭素の吸収源、並びに水資源かん養や防風、防潮、風致等の諸機能を活用し、既存農用地の保全及び魅力ある農村環境の形成に資するため、次の 660.4ha について農用地区域を設定する方針です。なお、農地への転用が比較的容易な原野等については、周辺農用地との一体的な利活用に努めます。

■農用地区域に設定する森林・原野等面積 **単位:ha**

地　区　名	土地の種類・面積			所有者又は管理者	利用しようとする用途	備考
	森林・原野	雑種地等	合　計			
①　北部地区	104.1	6.4	110.4	**町有地、公有地**	**農用地、森林保全整備等**	
②　東部地区	236.9	9.9	246.7			
③　南部地区	153.9	9.4	163.3			
④　西部地区	119.3	20.7	140.0			
合計	614.2	46.2	660.4			

※面積の集計は㎡単位で行い ha 単位で標記してあるため、計などが表記上の計算値と必ずしも一致しない。

（2） 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本町の農業振興地域は 4,670ha ですが、前述の農用地区域の設定方針で示したとおり、農業振興地域面積の 54.4%にあたる 2,540.8ha を農用地区域に設定するものとします。また、農用地区域のうち用途区分として農地区分を 2,522.5ha（農用地区域の 99.3%）、農業用施設用地区分を 18.3ha（0.7%）と設定します。

■農用地区域における用途区分面積の設定　　単位：ha

用途区分 / 地区	農地			採草放牧地			混木林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
① 北部地区	277.4	387.8	110.4	－	－	－	－	－	－	6.2	6.2	0.0	283.6	394.0	110.4	110.4
② 東部地区	552.7	799.4	246.7	－	－	－	－	－	－	3.8	3.8	0.0	556.4	803.2	246.7	246.7
③ 南部地区	296.0	459.3	163.3	－	－	－	－	－	－	2.2	2.2	0.0	298.3	461.5	163.3	163.3
④ 西部地区	736.0	875.9	140.0	－	－	－	－	－	－	6.1	6.1	0.0	742.1	882.1	140.0	140.0
合 計	1,862.1	2,522.5	660.4	－	－	－	－	－	－	18.3	18.3	0.0	1,880.4	2,540.8	660.4	660.4

（注）
①農用地区域の各用途区分面積は、有地番面積を集計したものである。
②面積の集計は㎡単位で行い ha 単位で表記してあるため、計などが表記上の計算値と必ずしも一致しない。
③各用途区分の現況欄は、それぞれの区分に含まれる森林・原野等（その他雑種地を含む）を除いた面積である。なお、将来欄は森林・原野等を加えた面積である。
これは、森林・原野等が今後おおむね 10 年間に含まれる用途区分に転換されること、並びに周辺の農用地等（農地や農業用施設等）と一体的に農用地区域として設定することが妥当であると位置づけられることなどが想定されている。そのため増減欄は、森林・原野等の現況面積となる。
④それぞれの用途区分における現況の合計面積は、参考表１を参照。

なお、農用地区域 2,540.8ha の土地利用状況は参考表1に示すとおり、さとうきびや野菜類及び採草畑を中心とする農用地が 1,743.4ha で、農用地区域の 68.6%を占めています。以下、農業用施設用地 18.3ha（0.7%）、土地改良施設用地 118.7ha（4.7%）、森林原野 614.2ha（24.2%）、その他雑種地 46.2ha（1.8%）となっています。

農用地の中では、さとうきびが最も多く 1,095.9ha（農用地区域の 43.1%）、以下、採草畑 412.9ha(16.2%)、野菜類（いも・かぼちゃ含む）132.9ha(5.2%)、花き類（キク含む）24.6ha(0.9%)と続いていますが、未利用農用地（休耕地 62.9ha、原野化農地：1.8ha)の合計が 64.7ha と農用地区域の 3.7%を占めています。

今後とも未利用農用地の有効活用を促進するとともに、赤土等の流出防止や温室効果ガスの排出抑制など必要な環境配慮を行いつつ、農業生産基盤や近代化施設の整備等により、さとうきびや花き類及び畜産などを振興し、効率的かつ安定的な農業経営の育成に努めます。

(参考表１)■農用地区域の土地利用現況面積(有地番面積の集計)　　**単位:ha**

計画用途 / 現況地目	農用地区域	構成比	農地区分	構成比	農業用施設用地区分	構成比
① 農用地	**1,743.4**	***68.6***	**1,743.4**	***69.1***	**0.0**	－
農地	1,743.4	*68.6*	1,743.4	*69.1*	0.0	－
田・水稲	0.3	*0.0*	0.3	*0.0*	0.0	－
さとうきび	1,095.9	*43.1*	1,095.9	*43.4*	0.0	－
野菜類	107.7	*4.2*	107.7	*4.3*	0.0	－
花き類	3.8	*0.1*	3.8	*0.2*	0.0	－
果樹類	5.4	*0.2*	5.4	*0.2*	0.0	－
造園・緑化木等	1.6	*0.1*	1.6	*0.1*	0.0	－
休耕地(※1)	62.9	*2.5*	62.9	*2.5*	0.0	－
原野化農地(※2)	1.8	*0.1*	1.8	*0.1*	0.0	－
採草畑	412.9	*16.2*	412.9	*16.4*	0.0	－
マンゴー	5.1	*0.2*	5.1	*0.2*	0.0	－
キク	20.8	*0.8*	20.8	*0.8*	0.0	－
ゴーヤー	0.6	*0.0*	0.6	*0.0*	0.0	－
かんしょ	24.6	*1.0*	24.6	*1.0*	0.0	－
採草放牧地	0.0	－	0.0	－	0.0	－
② 農業用施設用地	**18.3**	***0.7***	**0.0**	－	**18.3**	***100.0***
農産系	11.6	*0.5*	0.0	－	11.6	*63.3*
畜産系	6.7	*0.3*	0.0	－	6.7	*36.7*
③土地改良施設用地	**118.7**	***4.7***	**118.7**	***4.7***	**0.0**	－
農道等	85.8	*3.4*	85.8	*3.4*	0.0	－
排水路等	18.8	*0.7*	18.8	*0.7*	0.0	－
法面等	14.1	*0.6*	14.1	*0.6*	0.0	－
①＋②＋③ ※用途区分における現況の合計	**1,880.4**	***74.0***	**1,862.1**	***73.8***	**18.3**	***100.0***
④森林原野	**614.2**	***24.2***	**614.2**	***24.3***	**0.0**	－
⑤の他雑種地小計	**46.2**	***1.8***	**46.2**	***1.8***	**0.0**	－
④＋⑤ ※森林下野等小計(現況)	**660.4**	***26.0***	**660.4**	***26.2***	**0.0**	－
合　　計	**2,540.8**	***100.0***	**2,522.5**	***100.0***	**18.3**	***100.0***

(注)

①土地利用の現況面積は、本農業振興地域整備計画見直しの基礎調査による。

②面積の集計は㎡単位で行い ha 単位で表記してあるため、計などが表記上の計算値と必ずしも一致しない。

③小規模で軟弱な農作業管理小屋や農機具置き場などは、農用地と一体的な土地利用とみなし農用地に含める。

(※1)休耕地：耕作が放棄されているが、農業用機械等で再開可能な農地(目視)

(※2)原野化農地：過去には耕作されていたが、農業用機械等で耕作の再開が難しい農地(目視)

イ　用途区分の構想

> 注：以下に示す面積表示は、無地番面積を含まない有地番面積の集計です。そのため、農業振興地域面積の合計は無地番面積を含む総面積 4,670ha と一致しません。

① 北部地区（宇江城、比屋定、阿嘉）

本地区は町の北部に位置し、農業振興地域面積は参考表2に示すとおり 701.8ha で、そのうち 56.1%を占める 394.0ha が農用地区域となっています。本地区は山がちな地形が多く、農用地区域は海岸低地や内陸部の台地及び山間丘陵地に分布しています。本地区では4地区(宇江城地区、比屋定地区、上阿嘉地区)が土地改良事業などで基盤整備されています。

農用地区域内の土地利用現況は参考表3に示すとおり、農用地が全体の 66.7%を占める 263.0ha となっていますが、森林原野も 104.1ha と 26.4%を占めています。農用地の中では採草畑 120.6ha(30.6%)が最も多く、次いでさとうきび 108.6ha(農用地区域の 27.6%)となっています(この両者で現況農用地の 87.1%)。なお、本地区の休耕地は 21.9ha(5.6%)と、未利用地は農用地区域全体の 8.3%を占めています。

今後とも耕種農業が中心となることから参考表2に示すとおり、農用地区域の 98.4%を占める 387.8ha を農地区分、6.2ha(1.6%)を農業用施設用地区分として設定し、土地利用を図っていくものとします。

② 東部地区（真謝、宇根、奥武、謝名堂、比嘉、真我里、銭田、島尻）

本地区は町の東部に位置し、農業振興地域面積は参考表2に示すとおり 1,373.4ha で、そのうち 58.5%を占める 803.2ha が農用地区域となっています。本地区の農用地区域は、地区の中央部に拡がる海岸平坦部とともに北側や南側の山間丘陵地に分布しています。本地区では7地区（仲里東部地区、仲里中部地区、美崎地区、島尻地区、クサト地区(島尻)、チュラジ地区(宇根)、西奥武地区）が土地改良事業などで基盤整備されています。

農用地区域内の土地利用現況は参考表3に示すとおり、農用地が全体の 63.9%を占める 513.4ha となっていますが、森林原野も 236.9ha と 29.5%を占めています。農用地の中ではさとうきびが最も多く 367.9ha(農用地区域の 45.8%)、次いで採草畑 95.1ha(11.8%)、野菜類（いも・かぼちゃ含む）27.9ha(3.5%)となっています。本地区の休耕地や原野化農地はそれぞれ 14.9ha、1.7ha、合計 16.6ha で農用地区域の 2.1%を占めています。

本地区は今後とも耕種農業が中心となることから参考表2に示すとおり、農用地区域の 99.5%を占める 799.4ha を農地区分、3.8ha(0.5%)を農業用施設用地区分として設定し、土地利用を図っていくものとします。

③ 南部地区（嘉手苅、山城、儀間）

本地区は町の南部に位置し、農業振興地域面積は参考表2に示すとおり 677.3ha で、そのうち 68.1%を占める 461.5ha が農用地区域となっています。本地区の農用地区域は内陸部の台地及び山間丘陵地に分布しています。本地区では4地区(嘉手苅地区、山城地区、儀間地区)が土地改良事業などで基盤整備されています。

農用地区域内の土地利用現況は参考表3に示すとおり、農用地が全体の 59.5%を占める 274.7ha となっていますが、森林原野も 153.9ha と 33.3%を占めています。農用地の中ではさとうきびが最も多く 216.5ha(農用地区域の 46.9%)、次いで採草畑 36.7ha(8.0%)、野菜類（いも・かぼちゃ含む）11.8ha(2.6%)となっています。本地区の休耕地は 6.4ha で、農用地区域に占める比率が他の地区に比べて最も少ない農用地区域の 1.4h%を占めています。

本地区は今後とも耕種農業が中心となることから参考表2に示すとおり、農用地区域の 99.5%を占める 459.3ha を農地区分、2.2ha(0.5%)を農業用施設用地区分として設定し、土地利用を図っていくものとします。

④ 西部地区（仲村渠、具志川、仲地、山里、上江洲、西銘、北原、大原、鳥島、仲泊、大田、兼城）

本地区は町の西部に位置し、久米島空港や港湾など島外からの交通施設が立地しています。農業振興地域面積は参考表2に示すとおり 1,504.8ha で、地区別では一番大きく、そのうち 58.6%を占める 882.1ha が農用地区域となっています。本地区の農用地区域は、地区の中央部に拡がる台地面に多く分布するとともに、一部は山間地の丘陵地に分布しています。本地区では7地区（具志川西部地区、具志川北部地区、兼城地区、清水地区、大田地区、大屋地区、白瀬地区）が土地改良事業などで基盤整備されています。

農用地区域内の土地利用現況は参考表3に示すとおり、農用地が全体の 78.5%を占める 692.3ha となっていますが、森林原野も 119.3ha と 13.5%を占めています（地区の中では、森林原野の比率が最も小さい）。農用地の中ではさとうきびが最も多く 402.8ha(農用地区域の 45.7%)、採草畑 160.4ha(18.2%)次いで野菜類（いも・かぼちゃ含む）84.6ha（9.6%）、花き類（キク含む）19.6ha(2.2%)となっています。本地区の休耕地や原野化農地はそれぞれ 19.7ha、0.1ha、合計 19.8ha で農用地区域の 2.9%を占めています。

本地区は今後とも耕種農業が中心となることから参考表2に示すとおり、農用地区域の 99.3%を占める 875.9ha を農地区分、6.1ha(0.7%)を農業用施設用地区分として設定し、土地利用を図っていくものとします。

（参考表２）■地区別用途区分面積の構想（有地番面積の集計）　　単位：ha

	農振地域 合計面積(a)	農用地区域 (b)	*(b/a)* *比率*	農地区分 (c)	*(c/b)* *比率*	農業用施設 用地区分(d)	*(d/b)* *比率*
①　北部地区	701.8	394.0	*56.1*	387.8	*98.4*	6.2	*1.6*
②　東部地区	1,373.4	803.2	*58.5*	799.4	*99.5*	3.8	*0.5*
③　南部地区	677.3	461.5	*68.1*	459.3	*99.5*	2.2	*0.5*
④　西部地区	1,504.8	882.1	*58.6*	875.9	*99.3*	6.1	*0.7*
合　計	**4,257.3**	**2,540.8**	***59.7***	**2,522.5**	***99.3***	**18.3**	***0.7***

※面積の集計は㎡単位で行いha単位で標記してあるため、計などが表記上の計算値と必ずしも一致しない。

（参考表３）■農用地区域内の地区別土地利用現況面積（有地番面積の集計）　　単位：ha

	① 北部地区	*構成比*	② 東部地区	*構成比*	③ 南部地区	*構成比*	④ 西部地区	*構成比*
①　農用地	**263.0**	***66.7***	**513.4**	***63.9***	***274.7***	***59.5***	***692.3***	***78.5***
農地	263.0	*66.7*	513.4	*63.9*	*274.7*	*59.5*	*692.3*	*78.5*
田・水稲	0.0	*0.0*	0.2	*0.0*	*0.1*	*0.0*	*0.0*	*0.0*
さとうきび	108.6	*27.6*	367.9	*45.8*	*216.5*	*46.9*	*402.8*	*45.7*
野菜類	8.6	*2.2*	23.3	*2.9*	*7.2*	*1.6*	*68.6*	*7.8*
花き類	0.0	*0.0*	0.5	*0.1*	*0.2*	*0.1*	*3.0*	*0.3*
果樹類	1.7	*0.4*	0.8	*0.1*	*1.0*	*0.2*	*1.9*	*0.2*
造園･緑化木等	0.0	*0.0*	0.8	*0.1*	*0.3*	*0.1*	*0.5*	*0.1*
休耕地	21.9	*5.6*	14.9	*1.9*	*6.4*	*1.4*	*19.7*	*2.2*
原野化農地	0.0	*0.0*	1.7	*0.2*	*0.0*	*0.0*	*0.1*	*0.0*
採草畑	120.6	*30.6*	95.1	*11.8*	*36.7*	*8.0*	*160.4*	*18.2*
マンゴー	0.0	*0.0*	2.2	*0.3*	*0.2*	*0.1*	*2.6*	*0.3*
キク	1.4	*0.4*	1.3	*0.2*	*1.4*	*0.3*	*16.6*	*1.9*
ゴーヤー	0.0	*0.0*	0.0	*0.0*	*0.6*	*0.1*	*0.0*	*0.0*
かんしょ	0.0	*0.0*	4.6	*0.6*	*4.0*	*0.9*	*16.0*	*1.8*
採草放牧地	0.0	*0.0*	0.0	*0.0*	*0.0*	*0.0*	*0.0*	*0.0*
②　農業用施設用地	**6.2**	***1.6***	**3.8**	***0.5***	***2.2***	***0.5***	***6.1***	***0.7***
農産系	4.6	*1.2*	1.7	*0.2*	*1.5*	*0.3*	*3.8*	*0.4*
畜産系	1.6	*0.4*	2.1	*0.3*	*0.8*	*0.2*	*2.3*	*0.3*
③　土地改良施設用地	**14.4**	***3.7***	**39.3**	***4.9***	***21.3***	***4.6***	***43.6***	***4.9***
農道等	10.8	*2.7*	25.8	*3.2*	*14.8*	*3.2*	*34.4*	*3.9*
排水路等	3.7	*0.9*	6.7	*0.8*	*3.7*	*0.8*	*4.7*	*0.5*
法面等	0.0	*0.0*	6.8	*0.8*	*2.8*	*0.6*	*4.5*	*0.5*
②　森林原野	**104.1**	***26.4***	**236.9**	***29.5***	***153.9***	***33.3***	***119.3***	***13.5***
③　その他雑種地小計	**6.4**	***1.6***	**9.9**	***1.2***	***9.4***	***2.0***	***20.7***	***2.3***
合　　計	**394.0**	***100***	**803.2**	***100***	***461.5***	***100***	***882.1***	***100***

※面積の集計は㎡単位で行いha単位で表記してあるため、計などが表記上の計算値と必ずしも一致しない。

２　農用地利用計画

(1)農用地区域

(2)用途区分

別記のとおりです。(農用地利用計画:33 頁参照)

第２　農業生産基盤の整備開発計画

１　農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町の農業振興地域面積は 4,670ha で、そのうち 54.4％にあたる 2,540.8ha が農用地区域に設定されています。本町の農用地は平坦地や丘陵地など島の地形に応じた広い地域に分布しています。また、土壌は多様な地質を背景に、山地丘陵地に広く分布する強酸性土壌の国頭マージ、琉球石灰岩土壌の緩起伏丘陵地に分布する微酸性～アルカリ性土壌の島尻マージ、さらに、海岸低地や河川周辺に沖積土壌が分布し、それぞれの土壌に適した作物が栽培されています。

本町はこれまで土地改良事業や農村基盤総合整備事業、農道整備、かんがい排水整備などの各種農業生産基盤整備事業を推進してきました。ほ場整備事業ではこれまでに 1,187.0ha が完了し、要整備量(1,385.0ha)の 85.7％の整備率となっています(令和 6 年度事業概要：南部農林土木事務所)。なお、ほ場整備済み面積は本町農用地区域面積(2,540.8ha)の 46.7％を占めています。一方、かんがい施設の整備率が 44.9％、一部地域においては未整備のほ場や農道等があるため、今後とも農業生産基盤の整備に努めます。

①　北部地区(宇江城、比屋定、阿嘉)

本地区の農用地区域面積は参考表3に示すとおり(11 頁：以下同じ)394.0ha で、土地利用現況をみると①農用地 263ha(66.7％)、②農業用施設用地 6.2ha(1.6％)、③土地改良施設用地 14.4ha(3.7％)、④森林原野 104.1ha(26.4％)、⑤その他雑種地 6.4ha(1.6％)となっています。

本地区では面整備として区画整理を伴うほ場整備事業がこれまでに5地区(ハンタ地区：12.2ha、上阿嘉地区：15.4ha、比屋定地区：32.0ha、宇江城地区：44.1ha、宇江城②地区：18.0ha、整備面積合計 121.7ha)が完了しています。今後は、未整備地区のほ場や農道及びかんがい施設などの整備を推進し、効率的で収益性の高い農業の確立に努めます。

②　東部地区(真謝、宇根、奥武、謝名堂、比嘉、真我里、銭田、島尻)

本地区の農用地区域面積は参考表3に示すとおり 803.2ha で、土地利用現況をみると①農用地 513.4ha(63.9％)、②農業用施設用地 3.8ha(0.5％)、③土地改良施設用地 39.3ha(4.9％)、④森林原野 236.9ha(29.5％)、⑤その他雑種地 9.9ha(1.2％)となっています。

本地区では面整備として区画整理を伴うほ場整備事業がこれまでに 10 地区〈仲里中部地区〈モデル事業〉：15.0ha、美崎地区：39.6ha、クサト地区：10.0ha、チュラジ地区：12.5ha、仲里中部

地区〈土・改・総〉:35.3ha、仲里東部地区:47.3ha、山城地区:48.0ha、島尻地区:34.4ha、真謝地区:12.5ha、西奥武地区:10.8ha、整備面積合計 261.4ha)が完了しています。今後は、未整備地区のほ場や農道及びかんがい施設などの整備を推進し、効率的で収益性の高い農業の確立に努めます。

③ **南部地区**(嘉手苅、山城、儀間)

本地区の農用地区域面積は参考表3に示すとおり 461.5ha で、土地利用現況をみると①農用地 274.7ha(59.5%)、②農業用施設用地 2.2ha(0.5%)、③土地改良施設用地 21.3ha(4.6%)、④森林原野 153.9ha(33.3%)、⑤その他雑種地 9.4ha(2.0%)となっています。

本地区では面整備として区画整理を伴うほ場整備事業がこれまでに4地区(嘉手苅地区:42.0ha、儀間地区〈団体営ほ場整備〉:14.8ha、椎名地区:6.20ha、儀間地区〈県営畑地帯〉:49.7ha、整備面積合計 112.7ha)が完了しています。今後は、未整備地区のほ場や農道及びかんがい施設などの整備を推進し、効率的で収益性の高い農業の確立に努めます。

④ **西部地区**(仲村渠、具志川、仲地、山里、上江洲、西銘、北原、大原、鳥島、仲泊、大田、兼城)

本地区の農用地区域面積は参考表3に示すとおり 882.1ha で、土地利用現況をみると①農用地 692.3ha(78.5%)、②農業用施設用地 6.1ha(0.7%)、③土地改良施設用地 43.6ha(4.9%)、④森林原野 119.3ha(13.5%)、⑤その他雑種地 20.7ha(2.3%)となっています。

本地区では面整備として区画整理を伴うほ場整備事業がこれまでに 12 地区〈仲地地区:3.7ha、具志川北部地区:111.0ha、具志川西部地区:130.5ha、兼城地区:49.0ha、北熱田地区:7.4ha、大屋地区〈団体営ほ場整備〉:23.6ha、:大田地区 15.6ha、山田地区:3.4ha、山里地区:107.0ha、大屋地区〈農村基盤総合整備〉:29.1ha、清水地区:96.1ha、白瀬地区:15.8ha、整備面積合計 592.2ha)が完了しています。今後は、未整備地区のほ場や農道及びかんがい施設などの整備を推進し、効率的で収益性の高い農業の確立に努めます。

２　農業生産基盤整備開発計画

単位：ha

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
団・農地耕作条件改善事業	排水路（更新）１式 農道（更新）１式	大田第１	20	1	
団・農業水路等長寿命化事業	排水路（更新）１式	謝名堂	12	2	
団・農業水路等長寿命化事業	貯水池（更新）２基	スハラ	51	3	
団・農業水路等長寿命化事業	機能保全対策工事 １式	カンジン	338	4	
団・(沖)農村集落基盤再編・整備事業	農道１式 集落道１式 排水路１式	仲里	200	5	
団・(沖)農村集落基盤再編・整備事業	農道１式 集落道１式 排水路１式	具志川	200	6	
県・(沖)水利施設等整備事業	畑かん施設（更新） １式	仲里中部	207	7	
県・(沖)水利施設等整備事業	畑かん施設（更新） １式	具志川 南部第１	104	8	
県・(沖)水利施設等整備事業	排水路 5248m 水門ゲート１式	銭田	102	9	
県・(沖)水利施設等整備事業	畑かん施設１式	具志川南部	208	10	
団・(沖)農業基盤整備促進事業	排水路（更新）１式 農道（更新）１式	具志川第１	20	11	
団・(沖)農業基盤整備促進事業	排水路（更新）１式 農道（更新）１式	大田第２	20	12	
団・(沖)農業基盤整備促進事業	排水路（更新）１式 農道（更新）１式	具志川第２	20	13	
団・(沖)農業基盤整備促進事業	排水路（更新）１式	仲里東部	27	14	
団・(沖)農業基盤整備促進事業	給水施設 3Ⅲ型 １式	本庄 (旧団かん)	46	15	

資料:産業振興課

※農業生産基盤整備開発計画図（付図２号）-------- 別添

３　森林の整備その他林業の振興との関連

森林は国土保全機能とともに、生物多様性の保全、防風、防災、地すべり防止、水質環境保全、風致、生活環境保全といった多様な機能を有しています。これらの諸機能は農地保全や農業生産性の向上にも資するものであり、これらの諸機能が発揮できるようその保存に努めるとともに、必要に応じて農用地との一体的な整備を図ります。

なお、本計画の推進にあたっては、久米島町森林整備計画との整合性を保つものとします。

４　他事業との関連

該当なし

第３　農用地等の保全計画

１　農用地等の保全の方向

本町は周囲を海に囲まれ、島の北部に大岳や宇江城岳、南東部にアーラ岳を中心とする山地が連なっています。それらの山々から海岸線に向かって緩やかな傾斜地が広がるとともに、10 数本の中小河川が流れています。一方、本町の地質は、火山岩類等に起因する国頭マージや琉球石灰岩に起因する島尻マージなどが分布しているため、一部の農用地では、台風や豪雨のたびに土砂崩壊などの被害を被っています。また、肥沃な表土の流失などによって作物の生育に障害をきたしている場合もあります。

離島である本町においては、農家の減少や高齢化などによって耕作放棄地や管理不十分な農用地の増加がみられる反面、農地流動化の実績が少ないため、農用地を取り巻く状況は厳しいものとなっています。

しかし、農業は本町の基幹産業であり、さらに、国土保全や環境保全などの多面的機能を持つ農用地は、本町にとって重要な地域資源であります。今後とも自然災害から農用地の保全を図るとともに、耕作放棄地の解消など農用地の積極的な利活用に努めます。

２　農用地等保全整備計画

単位：ha

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
県・(防)ため池整備事業	堤体工改修工１式	山城	59	1	
県・(防)ため池整備事業	堤体工改修工１式	白瀬１号・２号	260	2	
県・(防)地すべり対策事業	集水井工１式 集水菅工１式	真謝	19	3	
県・(沖)農地防災事業(農地保全整備)	防風林 1800m	北原	79	4	
団・(沖)水質保全対策事業	沈砂池工１箇所 排水路１式 農道１式	清水第１	93	5	
団・(沖)水質保全対策事業	沈砂池工６箇所 排水路１式 農道１式	清水第２	133	6	
県・(沖)水質保全対策事業	勾配抑制１式 法面保護１式 沈砂池１式	久米島町第４	24	7	

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
県・(沖)水質保全対策事業	勾配抑制１式 法面保護１式 沈砂池１式	久米島町 第５	50	8	
団・(沖)水質保全対策事業	勾配抑制１式 法面保護１式 沈砂池１式	久米島町 第６	50	9	
団・(沖)農地防災事業 (ため池等整備)	地すべり対策工 230m 排水路工 360m	山城 屋利原	82	10	

資料:産業振興課

※農用地等保全整備計画図（付図３号）-------- 別添

３　農用地等の保全のための活動

農用地等を自然災害などから保全するとともに、耕作放棄や管理不十分による農用地等としての機能低下を防止するための活動、並びに耕作放棄地の発生防止や農用地等の多面的機能を確保するため、以下のような方策の展開に努めます。

①　耕土の流出防止に関する啓発

農用地及び周辺土壌の流出防止に資するため、地域の地形や土壌などの自然環境の詳細把握に努めます。さらに、農家などに対して耕土流出防止に関する支援及び普及啓発活動を推進し、農用地や海域環境の保全に努めます。

②　農地保全活動に対する支援

農用地が重要な地域資源であることに鑑み、土地所有者に対し、町や農業委員会及び町担い手育成総合支援協議会が農地保全活動などに関して積極的な指導や調整を行い、農用地の保全に努めます。

③　耕作放棄地の保全管理の支援

本地域に分布する耕作放棄地や管理不十分な農用地に対して、その発生原因などの調査分析に努めるとともに、町の「農業経営基盤の強化に関する基本構想」等に基づき、農地中間管理事業の啓発宣伝活動を推進し、耕作放棄地の発生防止に努めます。

４　森林の整備その他林業の振興との関連

本計画の推進にあたっては、久米島町森林整備計画との整合性を保つものとします。

第４　農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

１　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

（１）効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町の主な農業経営は、さとうきびを中心に野菜や花きなどが栽培されているほか、肉用牛や子牛生産など畜産も営まれています。

農業従事者が生産性の良い作目を耕作し、高い収益と効率的かつ安定的な農業経営を実現するためには、収益性の高い農業形態の導入や担い手の育成とともに、農用地の流動化や集積等による生産規模の拡大を図る必要があります。

今後、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者なみの生涯所得に相当する年間農業所得として一人あたり 360 万円程度、年間労働時間として 2,000 時間程度を目標とし、農業が魅力とやりがいのある職業として選択されるように努めます。そして、その実現のための営農類型別作物構成などを下表のとおり設定するものとします。

■営農類型別の作物構成

	営農類型	経営面積	作物構成（作付面積）	備考
個人経営	①さとうきび単作	8.4ha	さとうきび：8.4ha	
	②さとうきび＋畜産	8.4ha	さとうきび：4.4ha 草　　地　：4.0ha 成雌牛：30 頭（畜舎：234 ㎡）	
	③さとうきび＋葉たばこ	4.2ha	さとうきび：2.4ha 葉たばこ　：1.8ha （園芸施設：45,000 ㎡）	
	④野　菜	0.4ha	いんげん：0.6ha（冬春期） にがうり：0.3ha（夏期）	
	⑤花　き	0.45ha	輪　菊：0.45ha （平張施設：1,000 ㎡）	
組織経営	①さとうきび	14.5ha	作付け面積：14.5ha 収穫面積(受託作業)：15ha 主たる従事者：３人	

資料：久米島町「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」

（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本町は、早くから土地改良事業などの面整備や農道整備を行い、農業生産基盤整備事業に取り組んできました。近年は相続未登記による土地持ち非農家が増加し、利用権の設定や農地管理事業との連携に支障が生じています。

今後は、担い手などに農用地の利用集積を図るため地域内農地の保有状況及び利用状況の把握を強化し、耕作放棄地の発生防止や解消を図るとともに、経営規模の拡大と農地の高度利用推進に努めます。また、各種流動化対策を実施するとともに、町や農業委員会の連携のもとで耕作放棄に対する指導を強化し、農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進に努めます。

農用地等の効率的かつ総合的な利用にあたっては、地域農業集団及び農業生産組織等と連携のもと、農作業の共同化及び受委託の推進、農業経営基盤強化促進事業の活用、地域ぐるみの営農体制の確立に努めます。

２　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本町の農業は前述のように零細規模農家が多いことから、今後、農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用を図るため、以下のような方策の展開に努めるものとします。

①　農用地の流動化対策

農用地の流動化対策として、本地域に分布する耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地のうち、今後、農業上の利用促進を図る必要がある耕作放棄地等を「要活用農地」として把握し、各種指導や事業の導入により流動化に努めます。

具体的には、農業委員会を中心とする農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動、並びに相談・指導・啓発、情報提供等を実施するとともに、農地中間管理事業及び農地移動適正化あっせん事業や利用権設定等促進事業等の各種流動化施策を推進します。

②　地域農業集団や農業生産組織の育成強化

農用地の集団的活用や育苗・栽培管理・出荷業務の共同化、並びに農業機械の共同利用等各種の農業経営の改善に資するため、既存の地域農業集団や生産組合などの活動強化を図ります。さらに、担い手農家を中心とする農業生産組織の更なる育成強化に努めます。

③　農作業の共同化の促進

地域農業集団や農業生産組織の育成強化を図り、共同栽培や共同出荷などの各種農作業の共同化促進に努めます。

④　農作業の受委託の促進

農業後継者不足や農業従事者の高齢化、並びに第二種兼業農家の増加などに伴う農業経営の粗放化を防止し農業生産性の安定向上を図るため、地域ニーズの動向を把握しながら農作業の受委託の促進に努めます。そのため、農業機械の充実とオペレーターなどの育成強化を推進します。

⑤　地力の維持増進対策

農地土壌は作物栽培の基盤をなすもので、土づくりは農業生産の向上を図る上で極めて重要であります。そのため、有機質肥料の投入や堆肥の畑地還元、減農薬栽培等に努めるとともに、畜産農家と耕種農家が連携して有機的な結合を図り、地力の維持増進に努めます。

３　森林の整備その他林業の振興との関連

本計画の推進にあたっては、久米島町森林整備計画との整合性を保つものとします。

第５　農業近代化施設の整備計画

１　農業近代化施設の整備の方向

本町の農業は、さとうきびや野菜類及び花き類を中心とした耕種農業と、肉用牛の畜産経営が行なわれています。

今後これらの農業経営振興のため、ほ場や農業用水及び農道などの生産基盤の整備とともに、耐候性施設や農作物被害防止施設、共同育苗施設などの近代化施設の整備に努めます。また、畜産振興にあたっては「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、環境や衛生問題に対応した近代化施設の整備に努めます。

①　さとうきび

さとうきびは亜熱帯の特性を生かした甘味資源作目で、国の甘味資源対策保護対象ともなっており、本町においても有望な基幹作目と位置づけられています。しかし、さとうきび生産は生産農家の高齢化や労働生産性の低下などにより、作付面積や生産量とも減少傾向にあります。

今後は、有機肥料の投入などによる土地生産性の向上や高齢化に対応した営農システムの構築を推進するとともに、共同利用組織や農作業受委託組織の育成、さらに、収穫用機械の導入を図り、農作業の効率化や省力化に努めます。

②　野菜類

本町の野菜類は、本土市場の端境期の移出品目として、いんげん、にがうり、さといもなどが県内でも比較的早い時期に栽培されています。しかし、輸送コストや市場価格の変動が激しいなどの課題が多く、生産活動が減少しています。また、島内の野菜消費は、移入野菜に頼っている状況でありますが、安全で安心な旬の野菜を島内の消費者や観光客に提供することが地域農業に求められており、野菜生産の振興が課題となっています。

安定的な野菜生産及び生産拡大を図るため、気象条件や病害虫等の影響を軽減する耐候性施設や農作物被害防止施設、並びに保冷・予冷施設等の近代化施設の整備に努めるとともに、選果選別機などの高性能農業機械の導入を推進し、本土市場への出荷も含めた収益性の高い野菜産地の確立に努めます。

③　花き類

花きは本県の温暖な地理的特性により発展した作目で、本町においても、県内をはじめ県外移出品目として栽培されています。本町の花きは、電照菊（大菊、小菊）が県の拠点産地指定を受け、定量・定品質出荷を目指して栽培が行われています。

しかし、露地栽培の多い花き生産は気象条件に左右されやすく、品質や生産量も不安定であるため、気象条件や病害虫等の影響を軽減する耐候性施設や農作物被害防止施設、並びに自動選別結束機等の近代化施設の整備に努めます。

④ 肉用牛

本町の肉用牛は、大規模農家の育成や機械化体系の整備などにより、生産頭数が増加し、肉用牛子牛の産地として定着しつつあります。今後は、ブランド化による競争力の強化や足腰の強い肉用牛経営及び産地化の確立が必要となっています。

さらに、飼料供給施設やふん尿処理施設等の近代化を図るとともに、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の制度を踏まえた畜舎施設の改善による環境保全及び衛生対策に努め、肉用牛生産の向上に努めます。

２ 農業近代化施設整備計画

今後、地域の合意形成を図りつつ、農産業の活性化に向け取り組んでいきます。

単位：ha、千円

施設の種類	位置及び規模(㎡)	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
該当なし							

資料：ＪＡおきなわ、産業振興課

※農業近代化施設整備計画図（付図４号）------- 該当なし

３ 森林の整備その他林業の振興との関連

本計画の推進にあたっては、久米島町森林整備計画との整合性を保つものとします。

第６　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

１　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本町では、農家戸数の減少や農業就業者の高齢化及び農業後継者不足が、農業振興にとって大きな課題となっています。本町における効率的かつ安定的な農業の確立に当たっては、認定農業者の育成に加え、新規就農者の確保が必要であります。具体的には、新規学卒者やU及びIターン者のみならず高齢者並びに農村女性など含む多様な人材の就農支援が重要となっています。

今後、認定農業者の育成に加え、新規学卒者や高齢者及び女性を含めた新規就農者に対する就農支援策として、他産業なみの所得水準を実現できる魅力ある農業構造を確立するとともに、担い手となる経営体の育成や新規農家が参入できる環境づくりに努めます。

２　農業就業者育成・確保施設整備計画

今後、地域の合意形成を図りつつ、農産業の活性化に向け取り組んでいきます。

単位：㎡

施設等の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
該当なし				

資料：産業振興課

※農業就業者育成・確保施設整備開発計画図（付図５号）-------- 該当なし

３　農業を担うべき者のための支援の活動

農業を担うべき者のための支援活動については、農業委員会や沖縄県農業協同組合及び農業改良普及センターなどとの連携のもとで、次のような支援活動の展開に努めます。

①　農業の技術及び知識の習得への支援

沖縄県農業協同組合や沖縄県立農業大学校及び農業改良普及センターなどの関係機関と連携して研修などを実施し、農業技術及び知識の習得の支援に努めます。

②　就農準備等に必要な資金貸付の支援

新規就農者が必要とする資金を適切に融通するため、新規畑人資金支援事業により

資金の交付や青年等就農資金で貸付支援します。

③　農地の円滑な取得等に対する支援

農地中間管理事業などと連携して離農農家や規模縮小農家の農地を整理し、先進的農業経営を目指す新規就農者等に対して、円滑に就農できるように青年就農給付金事業などの活用支援に努めます。

④　就農や経営向上のための必要な各種の情報提供体制への支援

就農希望者に対する就農相談及び情報提供や就農に関する啓発活動を幅広く推進するとともに、就農後も継続した営農相談活動などの推進に努めます。

⑤　将来における担い手育成の観点からの農業教育の推進

農業に対する理解を深め将来の担い手を育成する観点から、関係機関の連携のもとで学校などにおける農業体験学習活動の支援に努めます。

４　森林の整備その他林業の振興との関連

本計画の推進にあたっては、久米島町森林整備計画との整合性を保つものとします。

第７　農業従事者の安定的な就業の促進計画

１　農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町の令和 2 年における産業別就業人口の総数は産業の概況により、総人口 7, 192 人の 47.9%を占める 3,445 人となっています。そのうち第一次産業は 834 人(24.2%)、第二次産業は 488 人(14.2%)、第三次産業は 2,069 人(60.1%)で、第三次産業中心の産業構造となっています。

本町の令和 2 年における農家戸数は、産業の概況により、総世帯 3,338 の 16.6%を占める 554 戸となっています。販売農家の中では主業農家が 202 戸(36.5%)、準主業農家が 55 戸(9.9%)、副業農家が 296 戸(53.4%)で、兼業農家が多い状況です。そのため、兼業農家の安定的な就業の確保及び所得向上が課題となっています。

こうした中で、本町農業の安定向上を図るため、地域特性を活かした収益性の高い農業経営を推進することにより、担い手や専業農業者の増大を図るとともに、兼業農業従業者の就業機会の確保に努めます。また、地域農林水産物や海洋深層水などを活用した第六次産業及び観光関連産業の振興を促進し、地域の雇用拡大に努めます。

■農業兼業従事者の他産業への就業目標　　**単位：人**

就業形態	就業地								
	町内			町外			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	68	43	112	84	53	136	152	96	248
自営兼業	13	7	19	15	8	24	28	15	43
出稼ぎ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日雇・臨時雇	3	1	4	4	1	5	8	2	10
計	84	51	135	103	62	165	188	113	301

目標値の　・基礎資料編における第8「農業従事者の他産業就業の現状」を基礎とする。
推計方法　・農業従事者総数は現状通りとする。

２　農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

①　農業従事者の就業意欲を把握するための方策

農家の各種意向調査や地域農業集団及び生産組織などを通じ、農業従事者の農用地保有状況や営農形態及び農業経営に対する将来意向、他産業への就業意向などの把握に努めます。

②　農業従事者に対する就業相談活動の強化

各種の意向調査等に基づき、町や関係機関及び関係団体の連携のもとに各種営農相談や就業指導などを推進し、農業従事者の育成とともに安定的な就業の場の確保に努めます。

③　企業進出に関しての地域関係者との連絡調整方策

企業誘致にあたっては、本町の特性にあった企業を地域とのコンセンサスのもとに誘致し、産業の振興と就業機会の増大に努めます。

④　地域農林水産業及びその他地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策

本町で産出される農作物や海洋深層水を活用した地場産業を振興し、原材料としての農林水産物の需要喚起とともに、地域特産加工品の開発や地域ブランドを確立し第六次産業化を図ることにより就業機会の拡大に努めます。

⑤　上記対策を円滑に推進するための体制整備に関する対策

上記に掲げた諸対策を円滑に推進するため、町及び農業委員会、沖縄県農業協同組合、農業改良普及センター、地域農業集団、商工会などの関係団体で構成する推進協議会の設置に努めます。

３　農業従事者就業促進施設

今後、地域の合意形成を図りつつ、農産業の活性化に向け取り組んでいきます。

単位：㎡

施設等の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
該当なし				

資料：産業振興課

４　森林の整備その他林業の振興との関連

本計画の推進にあたっては、久米島町森林整備計画との整合性を保つものとします。

第８　生活環境施設の整備計画

１　生活環境施設の整備の目標

本町は、一定規模を有する環海の離島ですが、人口減少や少子高齢化が進行するとともに、住民意識や生活様式が多様化し、かつての共同体としての集落機能は次第に弱まりつつあります。

しかし、農村地域は住民の生活と近接して農業活動が営まれ、農道の生活道路機能、農業排水路の地域排水路機能などの相互機能が一体的に利用されています。農業者が農業に誇りと生きがいを持って生産活動を営むためには、農村集落を良好な居住空間として形成していくことが極めて重要であります。

このような状況を踏まえ、今後とも、農村特有の自然環境や景観及び歴史的風土などを活かしつつ、農業生産並びに生活環境の両面にわたる一体的かつ総合的整備を推進し、農業者が生涯にわたって生活を営む場としての集落機能の維持強化と住民の連帯感の高揚を図るとともに、魅力に満ちた地域社会の形成に努めます。

（１）安全性

災害に強い島や町づくりにあたっては、地域防災計画の策定のみならず防風や防潮林整備、河川整備などの町土保全事業の推進、自主防災組織の育成及び活性化など地域における防災力の向上など総合的な対策に努めます。

突然の火災発生に備えて、消防職員や消防団の人的要員の増加及び消火栓・防火水槽及び消防ポンプ自動車などの装備品の充実とともに、細街路の多い集落における緊急車両通行困難道路の解消などを推進します。

災害時の緊急体制の強化にあたっては、公立久米島病院との連携強化及び救急救命士などによる救急業務の高度化を図ります。また、離島という地理的条件の中で、町民の暮らしの安心感をより高めていくために、自衛隊や本島の医療機関との連携強化を図り、救急搬送体制の向上に努めます。

交通安全対策としては、久米島一周道路などの主要幹線道路やその他の通学路及び生活道路における交通安全施設の整備、ならびにバリアフリー交通施設の整備とともに、警察及び交通安全協会と協力して、交通安全教育や飲酒運転撲滅運動の強化などを推進します。

（２）保健性

本町の保健・医療については、町民に対してきめの細かい健康づくりが推進できるように、公立久米島病院を中心とする医療機関との連携を図りながら活動を行っています。今後、予防の視点を重視した健康づくりについての町民に対する意識啓発や生活習慣の

適正化及び保健事業や健康教育などの充実強化、並びに公立久米島病院など町内医療機関における診療科目やスタッフの拡充強化に努めます。

上水道は、山城・具志川・比屋定の3つの浄水場によって町内各地に供給されています（自衛隊基地を除く）。水源の流域内には農用地が分布しており、安全で良質な水質を確保するため監視体制の強化を推進します。また、地域によって活用されている湧水や雨水などについても渇水期や災害時の給水対策として活用するとともに、節水意識の向上に努めます。

ゴミ処理については、有料化の実施などによりゴミ減量化に取り組んでいますが、その目標には程遠い状況です。そのため、町民一人ひとりの意識向上を図ることに加え、ゴミの分別化の徹底やリサイクルシステムの構築などを通して循環型社会の確立に努めます。

下水道（汚水）については、特定環境保全公共下水道整備事業（イーフ、仲泊地区）、農業集落排水整備事業（大岳地区）が供用開始されています。この3つの公共下水道で本町の過半数の人々が利用できるようになっています。今後は接続率の向上を図るとともに、公共下水道処理計画区域外においては農業集落下水道あるいは、合併浄化槽など地域の状況に合わせた下水道システムの導入に努めます。

（３）利便性

離島である本町にとって、島外との交通ネットワークの拡充は住民活動や産業活動にとって不可欠な要因となっています。

航空交通は、那覇～久米島間の定期航路が就航しています。今後、航空運賃の低減化とともに夏季期間に限定されている東京便の周年就航の促進に努めます。海上交通は、「フェリー琉球」「フェリー海邦」が泊～久米島間を1日 2 便運航しています。今後とも健全な船舶経営に努め、高速船の導入など利便性の向上に努めます。

本町において道路網の整備は、県内では比較的高い水準にあります。今後は既存道路の改良や適正管理による質的向上を推進するとともに、歩道の安全性や快適性及びバリアフリー化に努めます。また、町営バスの運行スケジュールや路線の拡充に努めます。

情報通信技術の発展により、離島においてもインターネット等が普及し、島にいながら世界各地の情報に直接触れることができるようになっています。情報通信機能の拡充は、離島地域における住民生活の向上や産業活動の活性化などを図る上で重要な課題の一つです。行政サービスの向上はもとより、情報通信技術を活かした町民生活の利便性向上及び産業の振興等を図るため、高速大容量通信回線の整備や地域情報システムの充実及び情報化に適した人材の育成とともに、情報関連企業の育成や誘致の促進に努めます。

（４）快適性

町民の生活水準の向上や余暇時間の増大などに伴い、町民の多くが学びに対する関

心や好奇心を膨らませ、生涯学習やスポーツ・レクリエーションに対するニーズが高まるとともに、学習内容の多様化が進んでいます。

本町の一般成人を対象とした生涯学習活動は、三線や手話教室及びレク講習会などの町民の自主的なサークル活動が行われています。今後とも生涯学習活動拠点の拡充整備や生涯学習活動内容の充実に努めます。さらに、久米島博物館の有効活用により本町のすぐれた自然に対する実体験に根ざした学習活動、並びにインターネットやIT機器を活用した先進的な学習講座の開設などの生涯学習メニューの充実に努めます。

本町は県内においてもスポーツの盛んな地域であり、陸上競技や野球など子供たちから高齢者に至るまで各種競技が行われています。また、町民の健康志向や高齢者の生きがいづくりの観点からもスポーツやレクリエーションの意義が再認識されており、今後ともスポーツ・レクリエーション活動の振興に努めます。

（５）文化性

本町はかつて農業・漁業での自給自足を礎とする独立国家であり、周辺の強大な国家と対等に渡り合い、交易で繁栄した歴史的背景から独自性を持つ地域となっており、伝統行事の存続や伝統芸能の継承、並びに集落形態の現存及び移住の歴史など、多様な文化的状況が並存しています。

国指定の重要無形文化財の「久米島紬」及び史跡の「具志川城跡」や「宇江城城跡」などを含む多くの有形及び無形の文化財、さらに、ラムサール条約登録の湿地「久米島の渓流・湿地」に代表される自然環境が存在し、住む人々や訪れる人々のこころの拠りどころとなっています。

これらは地域固有の生活文化を形成する貴重な資源であり、文化遺産は先人の残した財産です。今後も後継者の育成とともに、それらの保護継承に努めます。

２　生活環境施設の整備計画

町総合計画を基軸とした個別事業の予算確保及び実施計画の作成に努めます。

単位：ha、千円

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
該当なし				

資料：産業振興課

※生活環境施設整備開発計画図（付図６号）-------- 該当なし

３　森林の整備その他林業の振興との関連

本計画の推進にあたっては、久米島町森林整備計画との整合性を保つものとします。

４　その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第９　付図

別　添

１　土地利用計画図（付図１号）

２　農業生産基盤整備開発計画図（付図２号）

３　農用地等保全整備計画図（付図３号）

４　農業近代化施設整備計画図（付図４号）・・該当なし

５　農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図５号）・・該当なし

６　生活環境施設整備計画図（付図６号）・・該当なし